(別表1) 基本給

1. 給与規程第14条~第18条に定める額は次のとおりとする。

単位:円

職群	役職	役割	基本給		
4000年	1文400	区分	下限	上限	
	センター長	GM	618,000	618, 000	
管理職	部長	M 1	568, 000	612, 000	
	副部長	M 2	515, 000	559, 000	
専門職	上級主幹	S 1	475, 000	559, 000	
守门帆	主幹	S 2	455, 000	529, 000	
監督職	係長	SM1	345, 000	425, 000	
専任職	主査	S S 1	325, 000	405, 000	
	主事	R 1	230, 000	300, 000	
	(一般)	J 1	216, 800	216, 800	
一般職	(一般)	J 2	204, 000	210, 400	
	(一般)	J 3	191, 800	197, 900	
	(一般)	J 4	180, 200	186, 000	
定型職	(一般)	W 1	162, 200	260, 000	

(1) 役割給

単位:円

職群	役職	役割区分	役割給
	センター長	GM	280, 000
管理職	部長	M 1	278, 000
	副部長	M 2	235, 000
専門職	上級主幹	S 1	225, 000
守门椒	主幹	S 2	205, 000
監督職	係長	SM1	175, 000
専任職	主査	S S 1	155, 000
一般職	主事	R 1	130, 000

(2) 成果給

単位:円

職群	役職	役割区分	成身	基準	
41八/1十	行文相联	仅剖区刀	下限	上限	ポイント
	センター長	GM	338, 000	338, 000	
管理職	部長	M 1	290, 000	334, 000	13, 000
	副部長	M 2	280, 000	324, 000	11, 500
専門職	上級主幹	S 1	250, 000	334, 000	11, 500
守门城	主幹	S 2	250, 000	324, 000	10, 500
監督職	係長	S M 1	170, 000	250, 000	9, 500
専任職	主査	S S 1	170,000	250, 000	8, 500
一般職	主事	R 1	100,000	170, 000	7, 500

^{※1}ポイント=1.00円で運用する(以下同)

(3) 経験給

(大学院卒)	単位:円
職群	役割区分	経験給
一般職群	J 1	216, 800
	,	•
(大学卒)		単位:円
職群	役割区分	経験給
一般職群	J 2	204, 000
		昇給額
		6, 400
	'	-
(短大卒)		単位:円
職群	役割区分	経験給
一般職群	Ј3	191, 800
		昇給額
		6, 100
	'	
(高校卒)		単位:円

役割区分

役割区分	経験給		
W1	162, 200		単位:円
経験年数	昇給額	経験年数	昇給額
1年目	0	16年目	4,000
2年目	3, 500	17年目	4,000
3年目	3, 500	18年目	4,000
4年目	3, 500	19年目	4,000
5年目	3, 500	20年目	4,000
6年目	3, 500	21年目	4,000
7年目	3, 700	22年目	3, 700
8年目	3, 700	23年目	3, 700
9年目	3, 700	24年目	3, 700
10年目	3, 700	25年目	3, 700
11年目	3, 700	26年目	3, 500
12年目	4, 000	27年目	3, 500
13年目	4, 000	28年目以降	0
14年目	4, 000		
15年目	4, 000		

※職群変更時の1年目は、前職群の昇給額

(注)修業年数2年以上の電算の専門学校は、短期大学とみなす。

5,800

経験給

180, 200 <mark>昇給額</mark>

(4) 中途採用初任給

職群

一般職群

単位:円

4A F	給与基準					T LL .
給与 年齢	初任給	役割区分	昇格 ポイント	役割 区分	役割給	成果給
25	216, 800	J 1	1年目	(一般)		
26	230, 000		0		130,000	100, 000
27	230, 000		0		130,000	100, 000
28	230,000		1		130,000	100,000
29	230, 000		2		130,000	100, 000
30	236, 000	R 1	3	主事	130,000	106, 000
31	243, 000	IX 1	4	工事	130,000	113, 000
32	250,000		5		130,000	120,000
33	257, 000		6		130,000	127, 000
34	264, 000		7		130,000	134, 000
35	271,000		8		130,000	141, 000

上表を基準に最終学校および経験等を勘案し決定する。

2. 給与規程第17条に定める成果給は次のとおりとする。

(1) 昇給・降給基準

該当する役割区分の成果給下限額から上限額の範囲内で、現状の成果給に下記計算式で求めたポイントを、1ポイント1円で計算して加算する。

人事考課	ポイント
S	基準ポイント × 2 × k1
A	基準ポイント × 1 × k1
B +	基準ポイント × 0.5 × k1
В	基準ポイント × 0.35 × k1
В —	基準ポイント × 0.2 × k1
С	基準ポイント × 0.1 × k1
D	基準ポイント × -0.5

用語	内 容
k 1	経営係数
10円未満の	・人事考課がS、A、B+、B、B-、Cの場合は切上げ
端数処理	・人事考課がDの場合は切捨て

(2) 昇格、降格時の扱い

昇格時は当該役割区分の下限に、降格時は当該役割区分の上限とする。

(3) 昇給額・降給額の調整

欠勤・休業・休職(当該期間に連続する休暇を含む)を取得した者および 中途採用等により期中に採用された者については、勤務月数に応じ、前項 (1)で決定された昇給額・降給額を以下の算式により調整する。なお、勤 務月数が6ヵ月未満の場合は、昇給額を0円とし調整する。

区分			算	式
調整後昇給額	昇給額	<u> </u>	勤務月数	(10円未満の端数切上げ)
则 置仅升和假	升和領	^	1 2	(10日本個の端数切工())
調整後降給額	降給額 -	÷	勤務月数	(10円未満の端数切捨て)
则主汉	中和領	•	1 2	(10日本個の端数別指し)

<勤務月数の考え方>

勤務月数については、対象となる欠勤・休業・休職(当該期間に連続する休暇を含む)の期間を除いた月数、または、採用後の月数とし、1ヵ月の勤務日数が15日以上の場合は、勤務月数を1ヵ月とする。

(別表2) 時間外勤務手当、休日勤務手当

給与規程第21条に定める時間外勤務手当および休日勤務手当はその就業時間数に応じ次の基準による。

時間外勤務手当	法定時間(1日8時間)以内の早出および残業のとき 就業1時間につき基本給月額の 1.25/148
	法定時間(1日8時間)を超える早出および残業のとき 就業1時間につき基本給月額の 1.25/148
	法定時間(1日8時間)を超える早出および残業が限度時間(1ヵ月45時間、1年360時間)を超えたとき 就業1時間につき基本給月額の 1.35/148
	法定時間(1日8時間)を超える早出および残業が1ヵ月45時間を超え、60時間以下のとき 就業1時間につき基本給月額の 1.35/148
	法定時間(1日8時間)を超える早出および残業が1ヵ月60時間を超 えたとき 就業1時間につき基本給月額の 1.50/148
法定外休日(※1) の勤務手当	就業1時間につき基本給月額の 1.25/148
法定休日(※2)の 勤務手当	就業1時間につき基本給月額の 1.35/148

- ※1:就業規則第13条に定めるもの
- ※2:就業規則第12条に定めるもの
- ① 平日に就業14時間30分以上の勤務および休日勤務による代日休暇が発生した場合、次の計算にて求めた額を手当から差し引いて支給する。代日休暇を翌月末までに取得できなかった場合は、次の計算にて求めた額を追加支給し、代日休暇を消滅させる。

就業1時間につき基本給月額の 1/148

代日休暇1日当たりの時間は7時間15分とする。ただし、代日休暇発生の基となった勤務の就業時間が7時間15分未満の場合は、その就業時間とする。

② 12月30日から1月3日までの年末年始の勤務により発生した代日休暇は、1日に7時間15分を限度とし、上記追加支給の基準で買い上げる。

(別表3) 転勤手当、別居・下宿手当

給与規程第25条に定める転勤手当および別居・下宿手当の額は次のとおりとする。

1. 転勤手当	住居の移転を必要とする転勤時、一時 金として		100,000円
2. 別居・下宿手当	転勤により自宅から通勤不可能のため別外についても3年を限度として)を対象額を加算。		
	(1)下記①②の扶養者と別居する者	月額	36, 000円
	(2)下記①②の扶養者と別居しない者	月額	15, 000円
	(3)上記以外の者	月額	19,000円

- ① 配偶者。(届出をしないが事実上婚姻関係にある者を含む)
- ② 満18才未満の子。ただし、18才以上の子であっても会社が認めた学校に就学中の場合はこの限りでない。